

NPO 法人ゴルフアミューズメントパーク 会員規約（案）



NPO 法人 ゴルフアミューズメントパーク

NPO 法人ゴルフアミューズメントパーク

会員規約

第1条 総則

この法人は、特定非営利活動法人ゴルフアミューズメントパーク（以下 GAPK という）と称し、運営は GAPK が行うものとする。

GAPK の活動の目的は、GAPK の定款(以下「定款」という)第3条で定める下記事項とする。

（定款第3条）

本法人は、ゴルフを通じて現役を引退した高齢者に対して、健康増進や新たな生きがいを見出すための機会の提供、及び我が国の将来を担う青少年に対して、健康な心身の育成を図る活動に関する事業を行い、社会教育の推進及び健全育成に寄与することを目的とする。

第2条 会員種別

GAPK の会員は以下の通りとする。ここに定める会員は定款で定める正会員及び特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員には該当しない。

- ①特別会員 GAPK の目的に賛同して資金を提供するために入会した団体および法人
- ②賛助会員 GAPK の目的に賛同して資金を提供するために入会した個人

第3条 入会

会員として入会しようとするものは、理事長の定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付けた書面を持って本人にその旨を通知しなければならない。

第4条 入会手続き及び成立

本規約第3条第1項に基づき、申込書の受理されたものは、速やかに会費を納入するものとし、会員証発行日をもって入会成立とする。

第5条 入会の不承諾

理事長が入会を認めなかった場合、本規約第3条第3項に定める方法で、入会不承諾を本人に通知し、入会申込は申込日に遡って取り消すことができ、既に会費が入金されている場合には、当該会費から振込手数料等を控除した額を返金する。

第6条 会員証

会員には、当該会員証を発行する。

会員証は、他人に譲渡、貸与してはならない。

会員証を紛失した場合は、速やかに事務局に連絡し、再発行の手続きをとらなければならない。会員証の再発行において、会員は事務手数料として800円を事務局に納入する。

第7条 会員証の利用

会員は、本規約及び会員証それぞれに定められた規約を遵守し会員証を利用するとともに、会員証の呈

示を求められた場合には、速やかにこれを呈示するものとする。会員証の提示がない場合、会員特典の利用をお断りすることがあります。

第8条 会費

会員は、毎年当該会費を納入するものとする。

会費は、定款に基づき、次のとおりとする。

①特別会員 年会費 101万円（何口でも可）

②賛助会員 年会費 101万円（何口でも可）

年会費は入会成立日より1年後までの1年間の会費をいう。

第9条 会員資格の有効期限

会員資格の有効期限は、第4条の定める入会成立日より1年後までの1年間とする。

会員資格の更新は、前項の定める有効期限満了日までに、翌年分の年会費を納入することで自動更新されるものとする。

GAPKは、会員に対し、前1項の定める有効期限満了の日の3ヶ月前から、翌年会員資格の更新の有無を確認することができる。

第10条 会員資格の喪失

会員は、次の各号の一に該当するときは、会員の資格を喪失する。

会員が、所定の退会届を提出したとき。

会員本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき。

団体・法人の場合、その団体・法人が消滅したとき。ただし、合併・組織変更の場合においては会員資格の継承を認める場合がある。

会員が、会費を継続して1年間以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。除名されたとき。

会員が、会員資格を喪失した場合には、速やかに会員証を廃棄するものとする。

第11条 会員の退会

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第12条 会員の除名

会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

①定款、本規約に違反したとき。

②GAPKの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行ったとき。

第13条 会費及び拠出金品の不返還

既納の会費、及びその他の拠出品は、その理由を問わず返還しないものとする。

第14条 会員の権利

会員は、総会における議決権を有しない。

会員はGAPKの主催・運営する活動、事業に参加し、会報・メールマガジン等の情報を受け、ホーム

ページ等情報交換の場に参画することができる。

会員は、GAPK の主催・運営する活動・事業において、理事会の定める特典を受けることができる。

第 15 条 会員権利の凍結

正当な理由無く更新日を過ぎても会費の納入がない場合は、本規約第 14 条に定める会員の権利を凍結する。ただし、会員資格の喪失は、本規約第 10 条に定めるとおりとする。

第 16 条 会員の義務

会員は、本規約第 8 条に定める会費を納入しなければならない。

会員は、定款、本規約及び理事会の定める規則又は法令を遵守しなければならない。

会員は、理事長の定める入会申込書に記載した事項に変更が生じた場合は、速やかに事務局に変更を届けなければならない。

会員は、GAPK の活動を通じ、知り得た個人情報、GAPK の運営に関わる情報及び理事会が機密事項と定めた情報等を、善良なる管理者の注意義務をもって情報を保持するものとし、理事会の承諾無く第三者に漏洩してはならない。また会員資格を喪失した場合も、この義務は継続される。

第 17 条 禁止事項

会員は、本規約第 14 条に定める会員権利を第三者に譲渡若しくは使用させることはできない。

会員は、理事会の許可無く、当法人名称若しくはこれを連想させる名称を無断で使用して活動を行ってはならない。

会員は、他の会員に対し、特定の宗教を信仰する立場から行われる入信活動若しくはこれに類似する行為を一切行ってはならない。

会員は、GAPK の活動において特定の政党若しくは候補者を支持する立場から行われる選挙活動若しくはこれに類似する行為を一切行ってはならない。

会員は、GAPK の活動において、理事会の許可なく他の会員に対し、営利を目的とした営業活動、宣伝活動若しくはこれに類似する行為を一切行ってはならない。

第 18 条 個人情報の取扱いと保護

GAPK は活動を通じて知り得た会員の個人情報を予め本人の同意なく、第三者に提供しては成らない。但し、以下の場合を除く。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命・身体または財産の保護のために緊急かつやむを得ないと認められる場合
- ③ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成推進のため緊急かつやむを得ないと認められる場合
- ④ 国、地方団体等の公的機関から開示を求められた場合

第 20 条 規約の変更

本規約条文において、理事会の決定及び承認により、その条文を変更・改正・削除できるものとする。GAPK は会員規約条文の変更・改正・削除を行った場合は、会報及びホームページ等で通知しなければならない。

第 21 条 免責事項

会員は、定款、規約、理事会の定める規則及び注意事項等に反し生じた如何なる不利益について、GAPK に対して損害賠償等を一切申立てることはできない。

会員が定款、規約、理事会の定める規則及び注意事項等に反し、またはそれに類似する行為によって

GAPK が損害を受けた場合、当該会員は、GAPK が受けた損害を賠償するものとする。
会員資格を喪失した場合も、前各項の規定は継続される。

第 22 条 会員間の紛争

会員間相互に生じた紛争において、GAPK には一切の責務は無いものとする。

会員間相互に生じた紛争において、会員は自己の費用と責任において解決するものとし、GAPK は一切関知しない。

第 23 条 管轄裁判所

会員規約及び GAPK が行う活動・事業において、紛争が生じた場合の管轄裁判所は、GAPK 事務局所在地の管轄する裁判所とする。

第 24 条 解釈の疑義

本規約について疑義及び紛争が生じたとき、又は本規約に記載のない事項については、会員と GAPK の間で協議の上、円満かつ迅速に解決するものとする。

第 25 条 準拠法

本規約に関する準拠法は、全て日本国の法令が適用されるものとする。

附則

本規約は 2012 年 6 月 1 日より実施する。